

令和7年度

福岡県立三潴高等学校

後援会総会資料



福岡県立三潨高等学校後援会 総会 資料

1 議 事

第1号議案	令和6年度	事業報告
第2号議案	令和6年度	決算報告・監査報告
第3号議案	令和7年度	役員名簿（案）
第4号議案	令和7年度	事業計画（案）
第5号議案	令和7年度	予算（案）

令和6年度 事業報告

期 日	内 容	場 所
5月 1日(水)	後援会総会	本校
5月19日(日)	城島支部同窓会総会 寄付に対する陳情	城島
5月25日(土)	大木支部同窓会総会 寄付に対する陳情	大木
9月21日(土)	福岡支部同窓会総会 寄付に対する陳情	福岡
9月28日(土)	三潁支部同窓会総会 寄付に対する陳情	三潁
10月5日(土)	久留米支部同窓会総会 寄付に対する陳情	久留米
11月16日(土)	東海支部同窓会総会 寄付に対する陳情	東海

令和6年度 福岡県立三潴高等学校後援会決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	令和6年度 予算	令和6年度 決算	増減	摘 要
繰越金	470,514	470,514	0	前年度繰越
会 費	2,362,000	2,350,200	11,800	月額延 3,106名×700円=2,174,200円(過年度含む) 卒業時 88名×2,000円=176,000円
教育振興基金	6,000,000	6,337,568	-337,568	
雑収入	9	1,279,417	-1,279,408	利息、寄付金、各学年行事(文化柏葉祭、体育柏葉祭等)経費の残額繰入
合 計	8,832,523	10,437,699	-1,605,176	

(支出の部)

科 目	令和6年度 予算	令和6年度 決算	差引残額	摘 要	
事務局費	会議費	30,000	0	30,000	役員会等
	事務費	15,000	0	15,000	事務用品他
	通信運搬費	5,000	0	5,000	
	旅費	60,000	60,000	0	同窓会各支部寄付陳情
	雑費	5,000	35,520	-30,520	
	計	115,000	95,520	19,480	
学校助成費	体育行事助成費	100,000	100,000	0	体育祭等
	文化行事助成費	100,000	100,000	0	文化祭等
	部活動助成費	1,100,000	1,075,704	24,296	部活動指導費、部活動選手補助、各部助成等
	競技会等助成費	650,000	654,253	-4,253	競技会等助成
	福利・厚生助成費	330,000	309,728	20,272	製氷機保守リース等・飲料水補給等
	調査研究助成費	40,000	47,157	-7,157	進路相談資料代他
	環境整備費助成費	340,000	386,440	-46,440	設備等
	教育振興基金	6,000,000	689,334	5,310,666	
	雑費	50,000	21,090	28,910	看板等・広報活動費他
	計	8,710,000	3,383,706	5,326,294	
予備費	7,523	0	7,523		
合 計	8,832,523	3,479,226	5,353,297		

[収支決算]

(総収入)		(総支出)		(差引残金)
10,437,699	—	3,479,226	=	6,958,473 円

[次年度繰越金]

6,958,473 円

[会計監査報告]

令和6年度 後援会費の会計監査にあたり出納整理簿、預金通帳、諸帳簿を監査した結果、相違ないことを報告します。

令和7年4月18日

監 査 田中潤一郎

監 査 坂井剛

令和7年度 福岡県立三潞高等学校後援会役員名簿(案)

役職名	氏名	備考
会長	大津 雅博	三潞高校第34代校長
校長	山田 裕二	
教頭	近藤 伸子	
事務長	鈴木 孝典	(事務局長)
副会長	蓮原 唯佳詩	PTA会長
副会長	今村 健二	同窓会会長(城島支部)
副会長	今村 晴彦	同窓会役員((株)オーレック専務取締役)
運営委員	蒲池 忠篤	同窓会役員(三潞支部)
運営委員	松枝 由朗	同窓会役員(大木支部)
運営委員	吉戸 正典	同窓会役員(福岡支部)
運営委員	田島 佐喜雄	同窓会役員(東京支部)
運営委員	鈴木 美代子	PTA副会長
運営委員	高尾 史絵	PTA副会長
運営委員	諸富 由梨	PTA副会長
運営委員	角 弓香	教諭(企画庶務課長)
運営委員	大石 則夫	会長承認
会計	尾崎 優子	PTA会計
会計	藤田 希	事務室
監事	田崎 真奈美	PTA監事
監事	田中 潤一郎	PTA監事

令和7年度 事業計画(案)

期 日	内 容	場 所
4月30日	後援会総会	本校
未定	役員会	本校
	大木支部同窓会総会 寄付に対する陳情	大木
	三潞支部同窓会総会 寄付に対する陳情	三潞
	城島支部同窓会総会 寄付に対する陳情	城島
	福岡支部同窓会総会 寄付に対する陳情	福岡
	久留米支部同窓会総会 寄付に対する陳情	久留米
	東海支部同窓会総会 寄付に対する陳情	東海

※同窓会の各支部や企業等に出向いて、学校の現状や部活動実績等の報告を含めて趣意書を提示し、後援会への寄付をお願いする予定。

令和7年度 福岡県立三潴高等学校後援会予算書(案)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	令和7年度 予算	令和6年度 予算	比較増減	摘 要
繰越金	6,958,473	470,514	6,487,959	前年度繰越
会 費	2,253,200	2,362,000	-108,800	月額延 248名×700円×12ヶ月=2,083,200円 卒業時 85名×2,000円=170,000円
教育振興基金	0	6,000,000	-6,000,000	創立100周年記念事業費より繰入
雑収入	2,958	9	2,949	利息、寄付金、各学年行事(文化柏葉祭、体育柏葉祭等) 経費の残額繰入
合 計	9,214,631	8,832,523	382,108	

(支出の部)

科 目	令和7年度 予算	令和6年度 予算	差引残額	摘 要	
事務局費	会議費	30,000	30,000	0	役員会等
	事務費	15,000	15,000	0	事務用品他
	通信運搬費	5,000	5,000	0	
	事務手当	100,000	0	100,000	
	旅費	60,000	60,000	0	同窓会各支部寄付陳情
	雑費	5,000	5,000	0	
	計	215,000	115,000	100,000	
学校助成費	体育行事助成費	100,000	100,000	0	体育柏葉祭等
	文化行事助成費	100,000	100,000	0	文化柏葉祭等
	部活動助成費	1,200,000	1,100,000	100,000	部活動指導費、部活動選手補助、各部助成等
	競技会等助成費	750,000	650,000	100,000	競技会等助成
	福利・厚生助成費	330,000	330,000	0	製氷機保守リース等・飲料水補給等
	調査研究助成費	50,000	40,000	10,000	進路相談資料代他
	環境整備費助成費	410,000	340,000	70,000	設備等
	教育振興基金	5,648,234	6,000,000	-351,766	部活動助成費、競技会等助成費、環境整備費助成費、他
	雑費	50,000	50,000	0	看板等・広報活動費他
	計	8,638,234	8,710,000	-71,766	
予備費	361,397	7,523	353,874		
合 計	9,214,631	8,832,523	382,108		

上記のとおり提案いたします。

令和7年4月30日

福岡県立三潴高等学校後援会 会長代行 大津 雅博

福岡県立三潞高等学校後援会規約

(名称)

第一条 本会は福岡県立三潞高等学校後援会と称し、事務局を三潞高等学校内におく。
三潞高等学校所在地 福岡県久留米市城島町城島59の1

(目的)

第二条 本会は、三潞高等学校の教育方針に則り、諸教育活動の整備充実をはかり、学校活性化、行事、事業の後援をすることを目的とする。

(事業)

第三条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 本校の教育環境・内容の整備充実に関すること。
- 2 文化・体育諸行事の後援育成に関すること。
- 3 部活動の後援育成に関すること。
- 4 その他、適切な教育活動の後援並びに生徒の福利・厚生、教職員の資質向上に関すること。

(会員及び会費)

第四条 本会の会員は、在校生保護者等及び本会の趣旨・目的に賛同し、その活動を援助しようとするものをもって会員とする。ただし、会員は所定の会費を納入しなければならない。

(役員、事務局及び任務)

第五条 本会に校長、教頭、事務長（事務局長）の他次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名（PTA会長、会長が委嘱するもの）

運営委員若干名（同窓会役員、PTA副会長、本校職員、会長が委嘱するもの）

会計2名（PTA会計、事務室）

監事2名（PTA監事）

一 会長は、会務を統括し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。

事務局長は、会長の指示を受け、事務局を統括する。

会計は、事務局長の指示を受け、会計事務を行う。

(任期)

第六条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会計監査)

第七条 本会に会計監査委員2名をおき、当該年度の会計監査を行う。

(役員及び会計監査の選出等)

第八条 会長、副会長及び会計監査委員は役員会において選出し、その他の役員は会長が委嘱する。

(総会)

第九条 総会は次のとおりとする。

- 1 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会は会長が召集する。
- 3 総会は、予算・事業計画、決算・事業報告その他必要な事項を審議し、議決する。

(経理)

第十条 本会の経費は、文化体育振興費を基本財源として継承し、会費、寄付金等をもってあてる。

- 二 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

会 費

一 (在校生について)

在校生は会費として、月額700円を納入するものとする。

また、卒業時に2,000円を納入するものとする。

二 (賛同するものについて)

任意寄付をもって、これに充てる。

寄付金

本会への寄付はこれを妨げない。

付 則

一 この規約のほか、この会の運営に必要な事項については、別に会長が定める。

二 この規約は平成28年4月1日から施行する。

この規約は平成29年5月2日から一部改正、施行する。

この規約は令和2年5月8日から一部改正、施行する。

